



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 道路の区域の変更（道路管理課） 1

公 告

- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 2
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（下水道課） 2
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 2

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定 3
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立南部医療センター・こども医療センター） 3
- 特定調達契約に係る公募型プロポーザル方式による手続開始についての公告（県立宮古病院） 3

選挙管理委員会事項

- 選挙管理事務執行取扱規程の一部を改正する告示 5
- 選挙運動及び政治活動事務取扱規程の一部を改正する告示 6
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数 8
- 参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録基準日等 8
- 参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における政見放送を行うこととなる基幹放送事業者等 9
- 政見放送の手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者 9

収用委員会事項

- 公示送達 9
- 収用及び使用の裁決手続開始の決定 9

告 示

沖縄県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、令和元年7月2日から同月16日まで一般の縦覧に供する。

令和元年7月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白浜南風見線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	竹富町字高那南ヨシケラ6番7から 竹富町字高那南ヨシケラ6番7まで	18.8m ～ 29.7m	137.0m
新	竹富町字高那南ヨシケラ6番7から 竹富町字高那南ヨシケラ6番7まで	18.8m ～ 94.2m	137.0m

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、豊見城市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年7月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 那覇広域都市計画用途地域
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 中部第一流域下水道
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 昭和48年建設省告示第1961号、昭和52年建設省告示第1143号、昭和55年建設省告示第172号、昭和60年建設省告示第711号、昭和63年建設省告示第653号、平成5年建設省告示第1205号、平成8年建設省告示第450号及び平成11年建設省第1200号の事業地のうち那覇市西3丁目地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 昭和48年9月19日から令和5年3月31日まで
- 6 事業の内容 事業地の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年7月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年10月20日 沖縄県指令土第722号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 浦添市大平二丁目1343番、1345番、1345番1、1345番2、1346番及び1358番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市上之屋1丁目17番10号 株式会社サンクス沖縄 代表取締役 神田哲良
- 5 検査済証番号 令和元年6月17日 第4563号
- 6 工事完了年月日 令和元年6月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年7月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年7月23日 沖縄県指令土第974号、平成27年5月11日 沖縄県指令土第545号（変更）、平成28年8月8日 沖縄県指令土第634号（変更）、平成30年9月5日 沖縄県指令土第679号（変更）、平成31年1月8日 沖縄県指令土第5号（変更）、令和元年6月3日 沖縄県

- 指令土第410号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市大里字古堅西江戸原1100番1ほか36筆（3工区）
 - 3 公共施設 なし
 - 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 中城村字久場1991番地 町田機工株式会社 代表取締役 町田宗才
 - 5 検査済証番号 令和元年6月18日 第4564号
 - 6 工事完了年月日 令和元年5月24日

病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和元年7月2日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県病院事業局A重油供給業務 514,000リットル（予定）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県病院事業局病院事業経営課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和元年5月29日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社りゅうせき 浦添市西洲二丁目2番3号
- 5 落札金額 74円52銭（単価契約）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成31年4月19日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和元年7月2日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 小 濱 守 安

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 注射薬自動払出システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 南風原町字新川118番地1
- 3 契約の相手方を決定した日 令和元年5月10日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社沖縄三和メディカル 宜野湾市大山七丁目9番13号
- 5 契約金額 60,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

沖縄県が発注する物品の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて、公募型プロポーザル方式による手続に付するので、次のとおり公告する。

令和元年7月2日

沖縄県立宮古病院院長 本 永 英 治

1 概要

(1) 調達物品名 沖縄県立宮古病院放射線統合画像管理システム

(2) 内容

- ア RIS・PACSを中心とした統合画像管理システム等の構築
- イ システム稼働に必要なハードウェア及びソフトウェアの納入設置
- ウ システム稼働に必要なスケジュール等の管理
- エ 令和元年度に更新予定の院内情報システムとの連携

- オ システム稼働に必要な電源、ネットワーク等の整備及び施工
 - カ 情報セキュリティに必要なハードウェア及びソフトウェアの納入及び設定
 - キ システム運用に必要な病院職員への研修の実施及び操作マニュアル等の作成
 - ク 本格運用までの支援及び運用開始後のサポート
 - ケ その他沖縄県立宮古病院が必要とすること。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和2年3月31日まで
- (4) 稼動予定日 令和元年12月1日
- (5) 契約額の目安 129,600,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 納入場所 沖縄県立宮古病院
- 2 資格要件 プロポーザル参加表明書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。
- (1) 参加者に求める要件
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
 - ウ プロポーザル参加表明書を提出した日から契約締結日までの期間において、沖縄県から指名停止がなされていないこと。
 - エ 警察当局から、暴力団が実質的に支配する者又はこれに準ずる者として排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - オ 病床数300床以上の病院において放射線統合画像管理システムを納品し、現に稼働している実績があることを証明した者であること。
- (2) 沖縄県立宮古病院放射線統合画像管理システムの障害復旧への対応
- ア 沖縄県立宮古病院放射線統合画像管理システムの障害発生に対し、24時間以内に技術者を派遣して障害を復旧することができるサービス水準を保証できる者であること。
 - イ 24時間連絡可能なサービス体制が整備されており、速やかに対応できることを証明した者であること。
- 3 選定審査及び契約 プロポーザル参加表明書により参加を表明した者に対し、企画提案書等の提出を求め、沖縄県立宮古病院放射線統合画像管理システム業者選定委員会において選定審査を行うものとする。選定審査の結果、最も評価点の高い者を優先交渉権者として決定し、協議が整えば契約を締結する。優先交渉権者と協議が整わない場合は、次に適切と判断した者と協議し、手続を進めるものとする。
- 4 手続等
- (1) プロポーザル実施要領、プロポーザル提出書類作成要領及び仕様書（5(3)において「プロポーザル実施要領等」という。）の交付期間及び交付場所
- ア 交付期間 この公告の日から令和元年8月13日（火曜日）まで
 - イ 交付場所 4(5)の場所及び沖縄県立宮古病院ホームページ（<http://www.hosp.pref.okinawa.jp/miyako/>）
- (2) プロポーザル参加表明書の提出期間及び提出方法
- ア 提出期間 この公告の日から令和元年8月9日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - イ 提出方法 4(5)の場所に直接又は郵送（配達記録が残るもの）により、提出するものとする。
- (3) 企画提案書等の提出期間及び提出方法
- ア 提出期間 この公告の日から令和元年8月13日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - イ 提出方法 4(5)の場所に直接又は郵送（配達記録が残るもの）により、提出するものとする。
- (4) 企画提案書等の選定審査を行う日時及び場所並びに審査結果
- ア 日時 令和元年8月15日（木曜日）午後を予定
 - イ 場所 沖縄県立宮古病院内
 - ウ 審査結果 令和元年8月下旬（予定）に書面にて通知する。
- (5) 手続等に関する問合せ先 沖縄県立宮古病院総務課 〒906-0013 宮古島市平良字下里427番地1
電話番号0980-72-3151

5 その他

- (1) 手続等において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 提出書類の取扱い
 - ア 提出書類は、返却しない。
 - イ 提出書類は、本業務に関する目的以外に使用しない。
- (3) 手続及び業務の詳細は、プロポーザル実施要領等による。

6 Summary

- (1) Subject matter of the proposal : Construction work and maintenance of Radiographic Imaging System for Okinawa Prefectural Miyako Hospital
- (2) Time-limit to express interests : 5:00 p.m., 9 August, 2019
Time-limit to submit the proposal : 5:00 p.m., 13 August, 2019
- (3) Contact : Administration Division Okinawa Prefectural Miyako Hospital
427-1 Hirarashimozato, Miyakojima City, Okinawa, 906-0013 Japan
Telephone 0980-72-3151

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第22号

選挙管理事務執行取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年7月2日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

選挙管理事務執行取扱規程の一部を改正する告示

選挙管理事務執行取扱規程（昭和63年沖縄県選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。
第32条第1項中「選挙人名簿に登録された」を「選挙権を有する」に改める。

第66条中「同条第8項」の次に「若しくは第9項」を加える。

第1号様式、第3号様式から第6号様式まで、第8号様式、第9号様式、第11号様式から第17号様式まで、第19号様式から第21号様式まで及び第23号様式から第26号様式までの規定中「平成 年」を「年」に改める。

第28号様式を次のように改める。

第28号様式（第31条関係）

何市（町）（村）選挙管理委員会告示第 号

年 月 日執行の何選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

年 月 日

何市（町）（村）選挙管理委員会
委員長 氏 名

投票区名	投票 管 理 者			同 職 務 代 理 者		
	住 所	氏 名	職務時間	住 所	氏 名	職務時間

備考 2人以上の投票管理者又は2人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせる

こととしたときは、職務時間欄を記載すること。

第29号様式から第36号様式までの規定中「平成 年」を「 年」に改める。

第38号様式中 「平成 年」を「 年」に改める。

第39号様式その1裏中「平成 年」を「 年」に改める。

第40号様式中 「平成 年」を「 年」に改める。

第41号様式から第51号様式まで、第54号様式及び第55号様式中「平成 年」を「 年」に改める。

第56号様式中「平成 年」を「 年」に改め、「第8項」の次に「又は第9項」を加える。

第57号様式、第58号様式、第60号様式から第62号様式まで、第64号様式、第65号様式及び第67号様式から第77号様式までの規定中「平成 年」を「 年」に改める。

第78号様式及び第79号様式中「平成 年度」を「 年度」に、「平成 年 月」を「 年 月」に改める。

第80号様式から第85号様式まで及び第88号様式から第109号様式までの規定中「平成 年」を「 年」に改める。

附 則

この告示は、令和元年 7 月 2 日から施行する。

沖縄県選挙管理委員会告示第23号

選挙運動及び政治活動事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年 7 月 2 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

選挙運動及び政治活動事務取扱規程の一部を改正する告示

選挙運動及び政治活動事務取扱規程（昭和63年沖縄県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「同一の」、「2通」及び「2葉」を削り、同条第2項中「し、裏面に候補者の氏名及び党派を記載」を削る。

第32条第1項中「原稿用紙（」の次に「県委員会が提供する同様式の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。」を加え、「黒色の色素により記載」を「無彩色で記載し、又は記録」に改め、同条第2項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第3項中「記載」の次に「し、又は記録」を加える。

第35条第1項中「同一の」及び「2通」を削り、同条第2項中「同一の」及び「2通」を削り、「同一写真2葉」を「写真」に改める。

第37条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を削り、第5項を第3項とする。

第1号様式から第5号様式までの規定中「平成 年」を「 年」に改める。

第6号様式から第8号様式までの規定中 「平成 年」を「 年」に改める。

第9号様式から第11号様式まで、第11号の3様式、第11号の4様式及び第13号様式から第19号様式までの規定中「平成 年」を「 年」に改める。

第21号様式中 「平成 年」を「 年」に改める。

第22号様式及び第23号様式中「平成 年」を「 年」に改める。

第24号様式中「平成 年」を「 年」に、「正副2通（別紙のとおり）」及び「2葉」を「別添のとおり」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 別添は、用紙による申請の場合には、掲載文正副2通及び写真2葉とする。

第26号様式中「平成 年」を「 年」に改める。

第27号様式中「平成 年」を「 年」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 別添は、用紙による申請の場合には、新たに記載した掲載文2通又は新たな写真2葉とする。

第28号様式から第30号様式までの規定中「平成 年」を「 年」に改める。

第31号様式その1及びその2中 「平成 年」を「 年」に改め、同様式その3を次のように改める。

その3

(ふりがな) 名簿登載者の氏名		(ふりがな) 略 称	(ふりがな) 名簿届出政党等の名称	参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名揭示 何市(町)(村)選挙管理委員会
3 2 1 (順位) (氏名)	優先的に当選人となるべき候補者			
3 2 1 (順位) (氏名)	優先的に当選人となるべき候補者			

- 備考 1 「名簿届出政党等の名称」、「略称」、「名簿登載者の氏名」及び「優先的に当選人となるべき候補者」については縦書きとする。
- 2 名簿登載者の氏名及び優先的に当選人となるべき候補者の氏名の掲載の順序は、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行うものとする。

3 名簿による候補者届出書の記載に従つて、ふりがなを付するものとする。

第32号様式から第35号様式まで、第37号様式及び第39号様式から第43号様式までの規定中「平成 年」を「 年」に改める。

第44号様式中 「平 成 年」 を 「 年」 に改める。

第47号様式及び第49号様式から第52号様式までの規定中「平成 年」を「 年」に改める。

附 則

この告示は、令和元年 7 月 2 日から施行する。

沖縄県選挙管理委員会告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成31年沖縄県選挙管理委員会告示第10号は、廃止する。

令和元年 7 月 2 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,269
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 245,429
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	16,576
うるま市選挙区	32,556
沖縄市選挙区	36,979
宜野湾市選挙区	25,749
浦添市選挙区	29,851
那覇市・南部離島選挙区	89,875
豊見城市選挙区	16,452
島尻・南城市選挙区	34,866
糸満市選挙区	15,978
宮古島市選挙区	14,999
石垣市選挙区	14,632
国頭郡選挙区	18,246
中頭郡選挙区	41,055

沖縄県選挙管理委員会告示第25号

令和元年 7 月 21 日執行予定の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準日及び登録の日を次のとおり定めた。

令和元年 7 月 2 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

- 1 被登録資格の決定の基準日 令和元年7月3日。ただし、年齢については令和元年7月21日
- 2 登録の日 令和元年7月3日

沖縄県選挙管理委員会告示第26号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、令和元年7月21日執行予定の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙において政見放送を行うこととなる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数は、次のとおりである。

令和元年7月2日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

放送の種類	基幹放送事業者	政見放送の回数
テレビジョン放送	琉球放送株式会社	1回
	沖縄テレビ放送株式会社	1回
	琉球朝日放送株式会社	1回
ラジオ放送	琉球放送株式会社	1回

沖縄県選挙管理委員会告示第27号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第8条第7項の規定により、令和元年7月21日執行予定の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙において候補者が手話通訳による手話通訳を付して録画することができる放送事業者は、次のとおりである。

令和元年7月2日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

日本放送協会沖縄放送局
琉球放送株式会社
沖縄テレビ放送株式会社
琉球朝日放送株式会社

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第9号

使用しようとする土地 名護市字数久田前平原667番

土地所有者 不明ただし、登記記録の表題部所有者75番地大城安次又はその相続人 住所不明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

一般国道58号改築工事（名護東道路）裁決申請等事件その2に係る令和元年6月13日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、令和元年7月23日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

令和元年7月2日

沖縄県収用委員会

沖縄県収用委員会告示第10号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定した。

令和元年7月2日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道宜野湾南風原線道路改築事業（沖縄県島尻郡南風原町字宮平平原地内から同町字兼城西平原地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
			登記簿	実測			
島尻郡南風原町字兼城西平原	288番2	宅地	101.77	101.77	101.77	—	注1
島尻郡南風原町字兼城西平原	288番	宅地	754.22	758.36	—	227.84	注2

注1 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のQ22、P19、L91、L92、L93、L94、L95、L96、L97、P18、Q13、Q23及びQ22の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。

注2 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のP19、L91、L92、L93、L94、L95、L96、L97、P18、K2、B31、B30、B29、B28、B27、B26、B25、B24、B23、B22、B21、B20、B19、B18、B17、B16、B15、B14、B13、B12、B11、B10、B9、B8、B7、B6、B5、B4、B3、K3及びP19の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
株式会社上間菓子店 代表取締役 上間政博	豊見城市字豊崎3番64号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和元年6月13日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
---	---